

# 各LOMに適した 法人格についてのセミナー

公益社団法人格、一般社団法人格、  
特定非営利活動(NPO)法人における  
考察と導入について

# 第1部

## 各LOMに適した法人格運用を考える

青年会議所の目的は**明るい豊かな社会の実現**であり

各地青年会議所の法人格運用は**手段の一部**である



各地方の社会問題の解決、活性化に向けて

**機動的な法人格運用が必要**

# 公益社団法人格におけるメリット・デメリット

## メリット

- ①行政はじめ高い信用度
- ②寄付金控除における優遇
- ③法人税における優遇

## デメリット

- ①事業活動の制限
- ②財産管理の制限
- ③行政庁への報告義務

## 公益社団法人格活用のための重要点

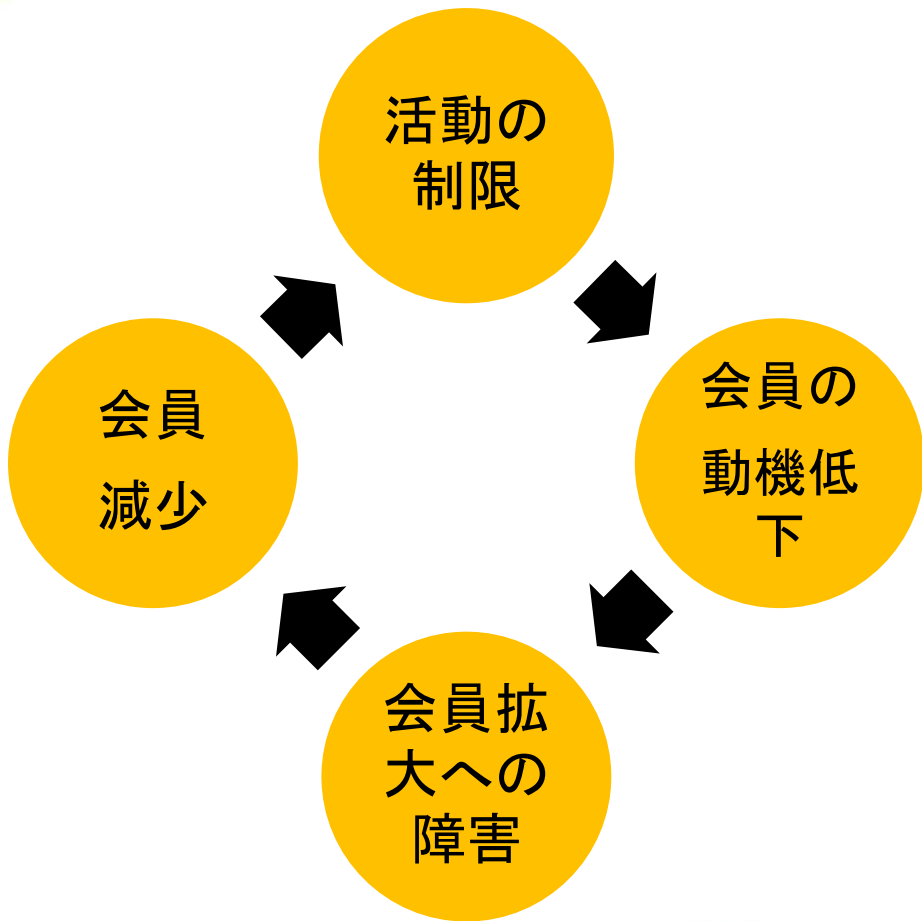
- ①次年度理事長は年度始まりの前に事業計画を立てること
- ②会費の公益割合と、その他の割合を工夫すること
- ③寄付における控除があることを、しっかりと意識し、寄付のお願いの時にはお伝えすること
- ④公益社団法人としてブランディングを行うために、広報活動をしっかりと行うこと

## 公益社団法人格活用の実例

- ①主に公共会場費の減免・免除（おおさきJC、浦安JCなど）
- ②市や、商工会議所、ロータリークラブなどと活動する際は、事業費を協賛金や寄付金として獲得している（仙台JC、飯能JCなど）
- ③助成金が通りやすい（防府JC、青森JCなど）

# 公益社団法人格の 活用失敗による 負のループ

各LOMに適した  
法人格の  
適用の必要性



## (非営利型)一般社団法人のメリット

①収益事業以外の課税免除(寄付金控除なし)  
→会費、寄付金等への課税なし

②活動制限がなく自由な活動ができる

③収益事業がなければ法人住民税の免除の可能性有り

➡ 寄付金控除制度以外は、ほぼ公益社団法人格と同等



## (非営利型)一般社団法人の要件

- ① 剰余金の分配を行わないことが定款に明記されていること。
- ② 解散したときに、残余財産を国や地方自治体等に贈与する旨が定款に明記されていること。
- ③ 親族関係にある理事の数が理事全員の3分の1以下であること。
- ④ 定款に違反する行為がないこと。

## (非営利型)一般社団法人のデメリット

- ①公益社団法人格より、信頼性が下がる
- ②寄付金控除がなく、寄付者の負担が増える

## (認定)特定非営利活動(NPO)法人のメリット

- ①収益事業以外の課税免除(会費・寄付金等非課税)
- ②活動制限がほとんどなく、自由な活動ができる
- ③収益事業がなければ法人住民税の免除の可能性有り
- ④寄付金控除があり、広く公から資金を集めることができる  
→事業ごとにクラウドファンディングをすることができ、  
資金的にも効果があり、なおかつ地域ブランディングができる
- ⑤利益分配の禁止以外は、株式会社と同様の経済活動ができる

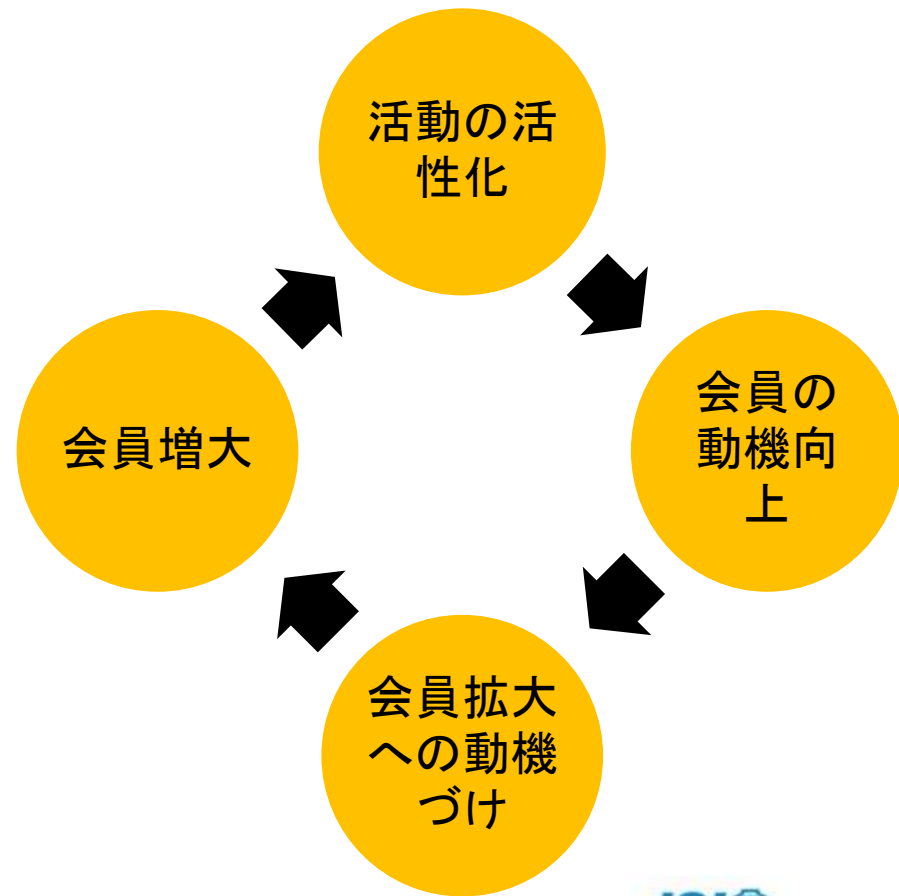
## (認定)特定非営利活動(NPO)法人の要件

- ① 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が5分の1以上
- ② 寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数が、年平均100人以上
- ③ 個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること

## (認定)特定非営利活動(NPO)法人のデメリット

- ①認定特定非営利活動法人を取得するハードルがやや高く、取得されない場合は、寄付金控除がなくなる
- ②非営利＝ボランティアというイメージが強く、それが活動の制限になる可能性がある
- ③事務処理が煩雑になる
- ④任意団体からの移行時、財産移転手続きが必要になる

# 各LOMに適した 法人格の活用による 正のループ



## 公益社団法人格から一般社団法人へ移行したLOM

- ①久留米JC(2016年1月5日)
- ②カシオペアJC(2016年3月11日)
- ③久慈JC(2016年3月11日)
- ④萩JC(2018年1月1日)
- ⑤長門JC(2019年1月7日)
- ⑥都城JC(2019年1月15日)

## 法人格を移行した背景

- ①公益だけにこだわらない自由な活動を行うため
- ②会員数減少で継続事業見直しに迫られるなか、公益比率維持が負担になるため
- ③主要事業が公益事業に認められなかったため
- ④事務処理が煩雑であり、対応できる人材不足のため
- ⑤公益社団法人のメリットが活用できてないため



## 実施までに苦労した点

- ①OBの理解を得ること
- ②公益財産の寄付先として適切なところを決定すること
- ③定款作成
- ④公益財産をできるだけJC活動に活用すること
- ⑤メンバーに移行について落とし込むこと

## 移行に取り掛かってから苦労した点

- ①所轄庁の担当者が不慣れで必要事項が明確にならなかった
- ②公益財産を使おうとするあまり、県とすこし意見の相違がでた

## 移行してよかった点

- ①公益事業比率は下がったわけではないが、公益事業比率にとらわれず活動を考えられるようになった
- ②法人税が減少した(収益事業があったため)
- ③会員数が増えた
- ④事務処理が減った

## 移行してよくなかった点

- ①毎年の理事変更に関して、1万円費用が掛かるようになった

## 第2部

# 法人格移行の具体的方法

# 公益社団法人格から(非営利型)一般社団法人格への移行



お手元資料のQRコードを  
読み込んでください。

# 公益社団法人格から非営利型一般社団法人格への移行

## 移行における課題点

### ①公益目的取得財産残高の処分方法

(1)行政、または類似目的公益社団法人への寄付

(2)周年事業での計上

(3)移行年度を定め、計画的に計上(会費振分等)

### ②シニアへの根回し

特に公益社団法人格取得に尽力された方

## 久留米JCにおける移行スケジュール

- |             |   |
|-------------|---|
| 2014年12月 2日 | 理事会討議事項にて「法人格検討の件」で2014年度理事長より問題提起                |
| 2015年 1月 9日 | 正副理事長会議にて法人格移行について協議                              |
| 2015年 1月12日 | 平岡規則担当理事が県庁と電話、メールで移行に向けて打ち合わせを行い始める              |
| 2015年 1月27日 | 正副理事長会議にて法人格移行について協議                              |
| 2015年 2月 6日 | 事務局にて兼担当職員と平岡規則担当理事が打ち合わせ                         |
| 2015年 2月20日 | 正副理事長会議にて法人格移行について協議                              |
| 2015年 2月25日 | 法人格移行について2015年度シニア代表幹事、歴代理事長数名と正副理事長メンバーで会食       |
| 2015年 3月 6日 | 福岡県庁にて移行についての打ち合わせ(2015年度理事長、2015年度専務理事、平岡規則担当理事) |

## 久留米JCにおける移行スケジュール

2015年 4月28日	理事会にて「法人格移行について」討議
2015年 5月15日	例会後に全体で意見交換会
2015年 5月27日	理事メンバーに向けて予算等資料の共有と勉強会
2015年 6月 2日	理事会にて「法人格移行について」協議
2015年 6月16日	例会後の報告依頼事項にて、全メンバーに向けて予算等資料の説明と現状報告
2015年 7月 3日	理事会にて「法人格移行(案)承認の件」審議
2015年 7月14日	臨時総会にて「法人格移行(案)承認の件」審議
2015年 7月14日 ~8月28日	新定款(案)及び新規定(案)識者の方々と協議
2015年 7月31日	理事会にて新定款(案)及び新規定(案)について協議
2015年 8月24日	正副理事長会議にて新定款(案)及び新規定(案)について協議
2015年 9月 1日	理事会にて新定款(案)及び新規定(案)について審議
2015年 9月17日	臨時総会にて新定款(案)及び新規定(案)について審議
2015年10月 中旬	取り消しの審査完了
2015年11月 2日	公益社団法人の事業年度終了日
2015年11月 3日	一般社団法人としての開始日
2018年12月28日	公益目的取得財産残高(690万円)を久留米市に寄付

## 任意団体から特定非営利活動(NPO)法人への移行



お手元資料のQRコードを  
読み込んでください。



## 任意団体から特定非営利活動(NPO)法人への移行

- ①基本的事項の決定・書類作成開始
- ②LOM執行部による移行についての協議
- ③現役メンバーへの説明会
- ④シニアへの根回し
- ⑤臨時総会兼設立総会
- ⑥申請(要予約)
- ⑦認証(申請より約4週間)
- ⑧登記(認証より2週間以内)

# 第3部

公益社団法人となみ青年会議所

杉木副理事長をお招きしての質疑応答

# となみJCで法人格移行を検討した背景

## 1. 遊休財産額の保有の制限

遊休財産(各年度の末日において使用されていない財産)が、その年度の公益実施費用額(公益目的事業の実施に係る費用)を超えてはならない。

2016年度 遊休財産額(約743万円) < 公益目的事業費(約751万円)

2017年度 遊休財産額(約800万円) > 公益目的事業費(約680万円)

(解決策)

遊休財産(特別基金)の一部を特定費用準備資金又は事業費として取り崩す。

- ・特定費用準備資金は遊休財産額から控除対象財産となる。
- ・特定費用を設けるためには、定款第46条に則り理事会にて承認が必要。

※新たに特定費用準備資金についての取扱規定を設ける必要がある。

- ・特別基金の取崩しは運用規定に則り、総会にて承認が必要。

## 2. 収支相償について

公益目的事業会計において、収益が費用を上回ってはいけない。

(公益事業の実費が予算額を下回ってはいけない。)

※2015年度決算では、公益目的事業会計(年間)にて約5万7000円の収益が上がり、県からの指摘を受けている。(2016年度の公益事業に繰り入れることで対応済)

※税理士と相談した結果、会費収入の繰入について改善の要求があった。

(問題点)

・受け取り年会費の配賦について

規定を特に定めていない場合(現状)は、会費収入の50%を公益目的事業会計に、50%を法人会計に繰り入れなければならない。

・公益目的事業に強制的に会費収入の半分が収入(予算)として繰り入れられることにより、事業費(決算額)を超えてしまう可能性が大きくなる。

(対応策)

※庶務規定にて、会費の配賦について新たに規定を設ける。

例) 受取会費の20%以上を公益目的事業会計に繰り入れる。(割合は任意)

規定を設けることにより・・・

- ・公益目的事業会計で収益が費用を上回らないように、会費の振り分け額を調整することができる。(決算までに補正することで対応できる。)
- ・今後の変化(収入の増減・事業内容)により対応できる体制をつくる。

※規定を追記する場合は、理事会にて承認が必要である。

### 3. 会員数について

- ・会員数が減少(入会者<卒業生)すれば経常収益は縮小されるが、管理費は最低限(650万円程度)必要である。

- ・会員数の流れ

2015年 76名

2016年 67名

2017年 72名

2018年 66名

2019年 67名

卒業人数と  
拡大できなかった  
場合の会員数

卒業人数(実数)		拡大「0人」の場合、翌年の会員数
2019年	10人	2020年 57人
2020年	11人	2021年 46人
2021年	11人	2022年 35人
2022年	9人	2023年 26人
2023年	9人	2024年 17人
2024年	5人	2025年 12人
2025年	3人	2026年 9人
2026年	5人	2027年 4人
2027年	0人	2028年 4人
2028年	0人	2029年 4人
2029年	1人	2030年 3人
2030年	1人	2031年 2人



会員数の減少は直接的に事業費(公益・収益)の圧迫につながり、公益目的事業比率の維持が困難になる。また、収益事業(対内事業)に事業費を使用できなくなる。

※管理費(650万円)が変わらないと仮定すれば、会員数が60名を下回ると、公益目的事業比率の維持が困難になる。(概算)

## 遊休財産保有制限についての対応

- ・当LOMでは来年の50周年に向けて新入会員の入会金を貯蓄している。
- ・会員の減少によって収入が減るなか、事業費と管理費の支出を年々減らす努力をしている。
- ・一方で保有財産は、年々メンバーの入会金が蓄積され増加し正味財産合計と公益事業費用計が切迫している。近い将来、メンバー数が減少していくと、逆転してしまう可能性がある。2015年は富山県より指摘あり。

## 対策案

- ・現状を維持する場合は、入会者を卒業生以上に増やしていかなければならない
- ・管理費等の固定費を減らす
- ・特別基金(入会金の貯蓄)を理事会の承認を経て減らす  
(公益事業費として使う)  
となみ青年会議所の場合・・・入会金3万円、年会費12万円

## 公益社団法人をやめる場合の問題点

- ・シニアや、公益にするとときに尽力された方々の理解をえられるか。
- ・保有財産をどうするか。
- ・事業に対する目的意識をしっかりと持つ事ができるか。

# 公益目的保有財産は 今LOMにいくらあるのか

## 別紙H(1)当該事業年度末日における 公益目的取得財産残高

## 2. 公益目的財産 及び 3. 公益目的 取得財産残高が0円ないしはマイナス になっているれば、寄付の必要なし

別表H(1) 当該事業年度末日における  
公益目的取得財産残高

報告 年度	当 平成30年1月1日	法人コード	A019098
	翌 平成30年12月31日	法人名	公益社団法人とびや青 年会連合

公益目的取得財産残高とは、毎年事業年度末における公益目的事業財産の未使用残高です。設定取消時には残高に相当する額の現金を、任意で定める寄付の法人のうち、任意で定める者に贈与しなければなりません。

公益目的取得財産残高は、以下の計算により算定します。

$$\text{公益目的増減差額} + \text{公益目的保有財産} = \text{公益目的取得財産残高}$$

このうち、公益目的増減差額は、公益目的増減差額(貸借対照表)であり、以下の計算により算定します。

$$\text{前事業年度末の公益目的増減差額} + \text{当該事業年度に増加した公益目的事業財産} - \text{当該事業年度の公益目的事業費等} = \text{当該事業年度末の公益目的増減差額}$$

### 1. 公益目的増減差額

当該事業年度末の公益目的増減差額(前年度に比べ増減)	1	-3,088,253 円
----------------------------	---	--------------

前事業年度末の末日の公益目的増減差額	2	-3,185,253 円
--------------------	---	--------------

当該事業年度に増加した公益目的事業財産		
上場株式の取得	3	305,200 円
交付金及び寄付金等	4	430,000 円
公益目的事業に係る利権収入	5	349,000 円
前事業年度から引き続き前年度の公益目的事業財産に繰り入れた前年度末の公益目的事業財産(公益社団法人の移入)	6	0 円
公益目的取得財産の譲渡収入	7	3,875,000 円
公益目的取得財産の譲渡差益	8	0 円
公益目的取得財産の譲渡損失	9	0 円
公益目的取得財産の増減(2020年12月31日時点の増減)	10	0 円
前年度末の公益目的取得財産の増減(2019年12月31日時点の増減)	11	0 円
前年度末の公益目的取得財産の増減(2019年12月31日時点の増減)	12	0 円
前年度末の公益目的取得財産の増減(2019年12月31日時点の増減)	13	0 円
当該事業年度末の公益目的取得財産の増減(2020年12月31日時点の増減)	14	3,088,253 円

2. 公益目的保有財産	21	0 円
-------------	----	-----

3. 公益目的所得財産残高	24	-3,008,253 円
---------------	----	--------------

当該事業年度の公益目的事業費等		
上場株式の取得	15	3,884,000 円
交付金及び寄付金等	16	0 円
公益目的事業に係る利権収入	17	0 円
前事業年度から引き続き前年度の公益目的事業財産に繰り入れた前年度の公益目的事業財産(公益社団法人の移入)	18	0 円
公益目的取得財産の譲渡収入	19	0 円
公益目的取得財産の譲渡差益	20	0 円
公益目的取得財産の譲渡損失	21	0 円
当該事業年度の公益目的事業費等(2020年12月31日時点の増減)	22	3,884,000 円
前事業年度の公益目的事業費等(2019年12月31日時点の増減)	23	0 円
当該事業年度の公益目的事業費等(2020年12月31日時点の増減)	24	3,884,000 円

4. 公益目的取得財産残高	25	0 円
---------------	----	-----

# 公益目的保有財産は今LOMにいくらあるのか

## 別紙H(1)当該事業年度末日における公益目的取得財産残高

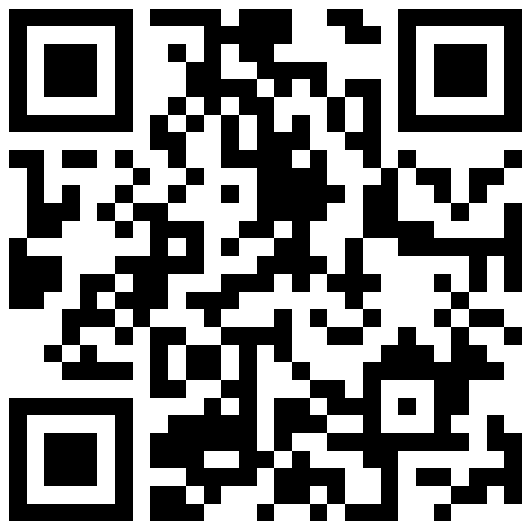
当該事業年度に増加した公益目的事業財産の合計額(3欄～13欄の合計)	14	5,094,000 円
------------------------------------	----	-------------

### 2. 公益目的保有財産

当該事業年度末日における公益目的保有財産の帳簿価額の合計額(別表C(2)A)	21	0 円
--	----	-----

### 3. 公益目的所得財産残額

当該事業年度末日における公益目的取得財産残額(1欄+21欄)	24	-3,908,233 円
--------------------------------	----	--------------



ご清聴ありがとうございました  
アンケートのご協力よろしく申し上げます